【レジメ3】

5. 平成20年度分

債権名	委任件数	委 託 料			委任滞納額	20年度	21年度以降	訴訟(訴額)
		着手金	その他経費	合 計	女江/市州饭	回収額	回収予定額	件数
奨学資金貸付金	27件	283,500	81,070	364,570	8,010,500	702,000	4,236,700	1,335,000
哭子貝並貝刊並	2/17	200,000	01,070	304,370	0,010,000	9件	16件	3件
公 本典地 III A	100件	1,050,000	219,840	1,269,840	8,592,660	2,321,420	3,637,160	1,766,700
給食費徴収金	1001	1,050,000	219,040	1,205,040	0,392,000	47件	40件	18件
合 計	127件	1,333,500	300,910	1,634,410	16,603,160	3,023,420	7,873,860	3,101,700
		1,333,500				56件	56件	21件

給食費は支払督促38件(滞納額3,478,460円)を行い、18件について、債務者から分納希望の異議申立てがあり訴訟に移行(訴訟提起)

20~24年度合計

債権名	委任件数	委 託 料			委任滞納額	年度内	翌年度以降	訴訟(訴額)
		着手金	その他経費	合 計	安江市附領	回収額	回収予定額	件数
奨学資金貸付金	144件	3,538,500	669,455	4,207,955	55,227,033	5,584,457	29,767,764	13,520,373
						58件	82件	30件
給食費徴収金	315件	5,565,000	1,142,890	6,707,890	27,053,320	7,870,270	15,619,890	10,982,720
						165件	170件	111件
給食費徵収金 (強制執行分) 21件	04/4	21件 220,500	228,180	448,680	2,067,560	0	0	
	2114					0件	0件	
浦安市川市民病院 事業未収金 20件	11	20件 630,000	157,790	787,790	5,886,814	462,973	5,423,841	2,900,929
	2014					9件	20件	11件
合 計	500件	9,954,000	2,198,315	12,152,315	90,234,727	13,917,700	50,811,495	27,404,022
						232件	272件	152件

20~24年度合計(強制執行委託分除く)

20~24平 <u>反口</u> 債権名	委任件数	委 託 料			委任滞納額	年度内	翌年度以降	訴訟(訴額)
		着手金	その他経費	合 計	女江州和创	回収額	回収予定額	件数
奨学資金貸付金	144件	3,538,500	669,455	4,207,955	55,227,033	5,584,457	29,767,764	13,520,373
						58件	82件	30件
給食費徴収金	10		1,142,890	6,707,890	27,053,320	7,870,270	15,619,890	10,982,720
	315件	5,565,000				165件	170件	111件
浦安市川市民病院 事業未収金	20件		457.700	787,790	5,886,814	462,973	5,423,841	2,900,929
		630,000	157,790			9件	20件	11件
合 計	479件	9,733,500	1,970,135	11,703,635	88,167,167	13,917,700	50,811,495	27,404,022
						232件	272件	152件

仮合意書

A区(以下「甲」という。)と●●●●(以下「乙」という。)は、乙が甲から借り受けている区営住宅(A区●●8-9-2 ●●八丁目アパート2-202。以下、「本件区営住宅」という。)の使用料等の償還について、以下のとおり合意した。

第1条 乙は、本件区営住宅の平成22年7月分までの使用料及び共益費につき、 本日現在、以下のとおりの金員を滞納していることを認める。

> 使用料 金92万2000円 共益費 7800円

第2条 乙は、甲に対し、前条の債務の合計金92万9800円を、下記のとおり 分割して支払う。なお、弁済金の充当は甲が適宜指定できるものとする。

記

平成22年10月から同23年9月まで、毎月末日限り、金2万円ずつ 平成23年10月から同25年7月まで、毎月末日限り、金3万円ずつ 平成25年8月末日限り、金2万9800円

- 第3条 次のいずれかの事由が生じたときは、乙は当然に期限の利益を失い、甲に対し、残債務を直ちに一括して支払う。
 - (1) 乙が、第2条による分割金の支払を怠り、その額が金4万円(ただし、平成23年10月以降は金6万円)に達したとき
 - (2) 甲が本件合意内容について申し立てる訴え提起前の和解手続において、乙が裁判所に出頭せず、その他同手続に協力しないとき
- 第4条 甲は、本合意書記載の条項を和解内容とする訴え提起前の和解を東京簡易 裁判所に申し立てるものとし、乙は同手続に協力する。

平成23年8月20日

(甲) A区代理人 東京都港区虎ノ門一丁目2番10号虎ノ門桜田通ビル9階 法律特許事務所イオタ 弁護士 西 尾 政 行

(乙) 住所

氏名

中女人 A 区

和解条項

第1条 相手方は、申立人に対し、平成22年11月12日現在、申立人から借り 受けている別紙物件目録記載の建物(以下、「本件建物」という。)の使用 料及び共益費につき、以下のとおり滞納していることを認める。

使用料 金98万0200円

共益費 金8700円

第2条 相手方は、申立人に対し、前条の債務の合計金98万8900円を、下記 のとおり分割して支払う。なお、弁済金の充当は申立人が適宜指定できるも のとする。

記

- (1) 平成22年11月から同23年10月まで、毎月末日限り、金2万円ずつ
- (2) 平成23年11月から同25年10月まで、毎月末日限り、金3万円ずつ
- (3) 平成25年11月末日限り、金2万8900円
- 第3条 相手方が前条による分割金の支払いを怠り、その滞納額が金4万円(ただし、平成23年11月以降は金6万円)に達したときは、相手方は当然に期限の利益を失い、申立人に対し、第1条の金員から既払金を控除した残金を直ちに一括して支払う。なお、この場合の既払金には、次条に定める使用料及び共益費を含まない。
- 第4条 相手方は、申立人に対し、平成22年11月13日以降、相手方が本件建物の使用を継続している間、毎月末日限り、 区営住宅管理条例及び 区営住宅管理条例施行規則に基づいて算出された使用料及び共益費 を支払うものとする。ただし、次条に定めるところにより、相手方が本件建物の使用許可を取り消す旨の通知を受領したときは、この限りではない。
- 第5条 相手方に次に定める事由が発生したときは、申立人は、相手方に対し、何

らの催告を要しないで、本件建物の使用の承認を取り消し、本件建物の明渡しを請求することができる。

- (1) 第3条により期限の利益を喪失したとき。
- (2) 前条の使用料及び共益費の支払いを3ヶ月分以上怠ったとき。
- (3)前2号のほか、 区住宅管理条例第21条第1項に規定する各事由 のいずれかが生じたとき
- 第6条 前条により申立人が本件建物の明渡しを請求したときは、相手方は、申 立人に対し、直ちに本件建物を明け渡す。
- 第7条 申立人が前条の明渡請求をしたにもかかわらず、相手方が本件建物の占有を継続するときは、相手方は、申立人に対し、相手方が明渡請求を受けた日の翌日から本件建物の明渡し済みまで、毎月末日までに、使用損害金として、年度毎に申立人が 区住宅管理条例第21条第5項に基づいて算出する金額を支払うものとする。
- 第8条 相手方が本件建物を退去した後に本件建物に残置物があるときは、申立人 は相手方が当該残置物についての所有権その他の権利を放棄したものとみな すとともに、申立人において当該残置物を適宜処分することができるものと する。
- 第9条 申立人と相手方との間の使用関係に関し、本和解条項に定めのない事項は、 区住宅管理条例及び同条例施行規則の定めるところによる。
- 第10条 和解費用は各自の負担とする。

以上

